

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、ケーヒンフィロソフィーの基本理念に基づき、社会、お客様、取引先様、株主様と私たちが喜びを分かちあい、社是「常に新しい価値を創造し、人類の未来に貢献する」の実現を目指しています。

ステークホルダーのみなさまに共感と信頼を得られる企業でありつづけるとともに、持続的な成長と中長期の企業価値の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むことを、経営の最重要課題の一つと考えております。

<基本方針>

当社は、基本的な考え方にもとづき、以下のとおり取り組みます。

取締役会は、自動車産業における豊富な経験を有する社内取締役に加え、中立的・客観的な立場で豊富な経験と高い見識を有する独立社外取締役を置き、経営の方針その他経営に関わる重要な意思決定、内部統制システムの整備および経営陣・取締役の監督を行います。

また、社外監査役を含む監査役にて構成される監査役会を設置しており、監査役は、豊富な経験と高い見識を有し、広範かつ専門的な視野をもって、独立公正な立場で、業務執行に対する監督・監査を行います。

さらには執行役員制度の導入により経営の監督と執行の役割を分化し、意思決定の迅速化・効率化を図るなど、株主の負託に沿えるよう会社の持続的な成長と中長期の企業価値の向上にむけた健全かつ透明で実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築・取り組みを行います。

また、当社への適切な理解を得られるよう、株主・投資家をはじめとするステークホルダーのみなさまに、経営情報だけでなく、CSRなどの非財務情報を含めた幅広い情報を迅速、正確かつ公平に開示していくことに努めるほか、株主・投資家との建設的な対話に対する体制や株主の平等性や権利行使のための適切な環境整備に努めます。

このような方針のもと、「コンプライアンス」、「地球の環境保全」、「社会とのコミュニケーション」等のあり方を行動規範として定めた「わたしたちの行動宣言」を世界中で働くケーヒングループの仲間一人ひとりが共有し、株主をはじめとするステークホルダーからの信頼をより確かなものとするよう日々取り組んでまいります。

「わたしたちの行動宣言」は当社ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.keihin-corp.co.jp/company/declaration.html>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-2-1】経営陣の報酬

当社は、従来、自社株式報酬の手段として、役員持株会を活用した運用を行ってまいりましたが、中長期的な業績と連動したインセンティブとしてより機能する報酬制度を今後検討してまいります。

【補充原則4-10-1】経営陣幹部・取締役の指名・報酬の決定について

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬について経営会議等で審議した後、社外取締役の意見を聴取しその内容を踏まえた上で、取締役会で決定しております。

【原則5-2】経営戦略や経営計画の策定・公表

当社は、経営戦略・経営計画を策定した上で、中期の経営指標を定め事業運営を行っております。今後は、企業価値向上に向けた自社の資本コストの的確な把握と、目標設定にあたっての活用等を検討し、適切な情報開示に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】政策保有株式の保有・縮減に関する方針、政策保有株式の議決権行使基準

当社は、中長期的な企業価値の向上という観点から、取引関係・事業戦略など当社の事業運営に資する取引先等との取引・協業関係の構築・維持・強化などの円滑化のために必要がある場合に、他社の株式を取得・保有する場合があります。

こうした株式については、取締役会で定期的に保有の必要性を検証し、保有する意義や合理性が認められない場合は市場への影響等に配慮した上で、縮減を図ります。

当社は、保有株式の議決権行使にあたっては、当該会社の各議案を株式保有の趣旨と企業価値の向上に資するかなどに鑑みて、適切に議決権を行使します。

【原則1-7】関連当事者間取引についての適切な手続の枠組み

当社は、役員との間で会社法に定める利益相反取引を行う場合は、取締役会での決議および報告を要する旨を取締役会規程に定め、監視を行っております。

なお、主要株主等との取引条件については、個別の営業取引について、市場価格、総原価を勘案して、価格交渉のうえ、一般的取引条件と同様に決定するほか、取締役会規程に定める取引については、取締役会で決議を行っております。

【原則2-6】アセットオーナー

当社は、財務・人事などの適切な資質を持ったメンバーで構成する年金資産運用委員会を置き、運用受託機関に年金資産の運用を委託しております。年金資産運用委員会は、定量評価および定性評価により、運用受託機関の運用成績や取り組みについて総合的な評価・モニタリングを

行うとともに、受託機関の利益相反についての方針を確認しております。

【原則3-1】情報開示の充実

(i) 経営理念・経営戦略・経営計画

- ・経営理念:「ケーヒンフィロソフィー」を当社ウェブサイトに掲載しております。
<https://www.keihin-corp.co.jp/company/philosophy.html>
- ・経営戦略:2030年ビジョンとして「新環境車ソリューションのグローバルブランドへ」と決めました。
- ・経営計画:「第13次中期経営計画」を当社ウェブサイトに掲載しております。
<https://www.keihin-corp.co.jp/company/vision2030.html>

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1.1.基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(iii) 取締役の報酬等を決定するに当たっての方針・手続

当社は取締役の報酬等について、経営環境、業績、役割および実績等を勘案して、適切な水準とすることを方針としております。取締役の基本報酬については、経営環境、業績および各人の役割等を考慮し、賞与については、経営環境、当年度の業績および各人の実績等を勘案します。その基本報酬と賞与について経営会議等で審議し、社外取締役の意見も参考にした上で取締役会で決定します。取締役は、株主と利害を共有し会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上の促進をねらいとして、報酬のうち一定額を役員持株会に拠出、自社株を取得するとともに、在任期間中継続して保有することとしております。

(iv) 取締役・監査役候補の指名、経営陣幹部の選解任を行うに当たっての方針・手続

取締役会は、15名以内で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために最適な構成となるよう個々の取締役候補者案を経営会議等で審議し、社外取締役の意見も参考にした上で決定します。

その具体的な方針は、自動車産業における豊富な経験を有する社内取締役に加え、中立的・客観的な立場で豊富な経験と高い見識を有する独立社外取締役を置き、多様な見識と経験のバランスがとれた経営判断および監督を行える実効性の高い体制としております。

監査役会は4名以内で、自動車産業における豊富な経験を有する常勤監査役と、豊富な経験と高い見識を有し、広範かつ専門的な視野をもつ社外監査役とが、独立公正な立場で、監査役会を構成し、業務執行に対する監督・監査を行います。

監査役候補者については、事前に監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定しております。

経営陣幹部の選解任については、法令、定款および社内規則に反する行為が認められる場合、職務を適切に遂行することができないと認められる場合、その他選任の理由がなくなった場合等に解任案を検討し、経営陣幹部の選解任案を定期または適宜に経営会議等で慎重に審議し、社外取締役の意見聴取を行った上、それを踏まえて取締役会で決定します。

(v) 経営陣幹部、取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

当社ウェブサイトに掲載しております「定時株主総会招集ご通知」をご参照ください。

<https://www.keihin-corp.co.jp/ir/guide.html>

【補充原則4-1-1】経営陣に対する委任の範囲の概要

取締役会は、実効性と透明性を高めるため社外取締役を置いた上で、法令または定款で定められた事項のほか、取締役会規程に定める経営の基本方針その他経営に関わる重要な事項について意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行います。

また、それ以外の事項については、取締役会から委譲された権限の範囲内での経営の重要事項について審議する経営会議を置くほか、代表取締役、各領域を担当する業務執行取締役または執行役員にその決定を委任しております。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準および資質

当社は、社外取締役の独立性について、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを要件としております。

これに加え独立社外取締役候補者の選定にあたり、豊富な経験と高い見識に基づいて取締役会での中立的・客観的な経営判断および監督への貢献が期待できる方を選定しております。

【補充原則4-11-1】取締役会の構成についての考え方

上記【原則3-1】(iv) (取締役・監査役候補の指名、経営陣幹部の選解任を行うに当たっての方針・手続)をご参照ください。

【補充原則4-11-2】取締役・監査役の兼任状況

当社ウェブサイトに掲載しております「定時株主総会招集ご通知」をご参照ください。

<https://www.keihin-corp.co.jp/ir/guide.html>

【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要

当社は、毎年定期的に、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っており、本年も、取締役と監査役の全員を対象にアンケートを実施し、外部コンサルタントの意見を踏まえて結果の分析・評価を行いました。

その結果、当社取締役会は適切に運営され、実効性は概ね確保されていることを確認いたしました。

また、前期に比べ実効性の向上がみられるとの意見があった一方、ガバナンス強化等に関する有意義な意見が交されたほか、引き続き検討すべき課題もあるとの認識にいたるなど、議論がなされました。

今後も当社の持続的成長と中長期的な企業価値の一層の向上を目指し、引き続き改善に向けた取り組みを図ってまいります。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役・監査役および執行役員への就任時、その役割と責務を適切に果たすために必要な知識の習得の機会を提供しており、就任後もその知識の更新・研鑽の機会を継続的に提供しています。

また、定期的にグローバルな経営課題について集中論議の場を設定しています。

なお、社外役員に対しては就任時に、その役割と責務を適切に果たすために必要な会社の事業・財務・組織等に関する知識の取得や現場視察の機会も提供しております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上には、株主・投資家をはじめとするステークホルダーのみならず、当社への適切な理解を得るべく、迅速、正確かつ公平な情報開示を行うほか、株主・投資家との対話に関し、次の取組みにより充実をはかります。

(1) 当社は、株主・投資家との対話のための活動全般を統括する担当役員を置き、対話を補助するIR担当部門が中心となり関係部門間での情報共有を確実にするなど有機的な連携を行います。

(2) 法定等による情報の開示はもとより、その他投資判断に影響を与えると思われるCSR等の非財務情報や当社への理解を深めていただく製

品等の情報についての開示に努めるほか、決算説明会・事業説明会・工場見学会などの対話の機会を設け、各種資料は当社ウェブサイト公開します。

(3)対話において把握された株主の意見は、経営陣に対し、定期的にフィードバックを行います。

(4)対話にあたっては、社内規程の定めに従い、インサイダー情報の取扱い管理を適切に行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
本田技研工業株式会社	30,581,115	41.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,377,000	3.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,214,800	2.99
株式会社三菱UFJ銀行	1,938,961	2.62
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505103	1,424,134	1.93
エスエスピーティーシー クライアント オムニバス アカウト	1,292,388	1.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,281,100	1.73
ザバンクオブニューヨークメロン 140044	1,197,779	1.62
デイエフエイ インターナショナル スモール キャップ パリュウ ポートフォリオ	1,108,800	1.50
ピーエヌワイエム アズ エージーティー クライアンツ ノン トリーティー ジャスデック	1,039,494	1.41

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	輸送用機器
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
-------------------	---------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
山本 光太郎	弁護士													
辻 千晶	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 光太郎			山本光太郎氏は、国内および海外における弁護士としての企業法務の経験と他社における社外役員の経験や専門的な知識を有しており、当社の取締役に適任なため選任しております。なお、同氏と当社とは特別の利害関係はなく、大株主企業および主要な取引先の出身者等ではないことから、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として選任しております。

辻 千晶			辻千晶氏は、国内および海外における弁護士としての専門的な知識と他社における社外役員の実験を有しており、当社の取締役に適任なため選任しております。なお、同氏と当社とは特別の利害関係はなく、大株主企業および主要な取引先の出身者等ではないことから、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として選任しております。
------	--	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査として、各組織の業務執行の監査および財務報告に係る内部統制監査については監査室12名が、それぞれ監査役3名(うち社外監査役2名)と相互に連携を取りながら効果的に当社および子会社の監査を実施しています。
 また、監査法人は、監査役に会計監査および財務報告に係る内部統制監査の計画、監査の状況および結果を報告し意見交換を行っているほか、監査室と財務報告に係る内部統制監査の計画、監査の状況および結果について、協議を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
内田 尚良	他の会社の出身者													
森 雄一郎	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

内田 尚良		内田尚良氏は、国内および海外における自動車業界の経験と経理および経理関連部門での豊富な経験と幅広い見識に比べ、他社における取締役の経験を有しており、当社の監査役に適任なため選任しております。なお、同氏と当社とは特別の利害関係はありません。
森 雄一郎		森雄一郎氏は、国内および海外における弁護士としての専門的な知識と他社における社外役員としての経験を有しており、当社の監査役に適任なため選任しております。なお、同氏と当社とは特別の利害関係はなく、大株主企業および主要な取引先の出身者等ではないことから、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他
該当項目に関する補足説明 更新	

当社は、取締役の賞与については、経営環境および当年度の業績ならびに各人の役割および実績等を考慮して、社外取締役の意見も参考にし、た上で取締役会の承認により支給を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

2018年度	取締役報酬等の総額（社外取締役を除く）	：	11名	288百万円
	監査役報酬等の総額（社外監査役を除く）	：	1名	23百万円
	社外役員報酬等の総額	：	6名	43百万円

- 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
- 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 株主総会決議に基づく報酬限度額は、取締役については年額450百万円以内（使用人分給与は含まない）、監査役については年額70百万円以内であります。（2013年6月21日開催の第72回定時株主総会決議）
- 人数および報酬等の総額には、第77回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名および監査役1名を含めております。
- 報酬等の総額には、当事業年度中に支給された基本報酬285百万円（取締役220百万円、監査役23百万円、社外役員43百万円）を含めております。
- 報酬等の総額には、当事業年度における取締役賞与引当額68百万円を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社は取締役および監査役の報酬等について、経営環境、業績、役割および実績等を勘案して、適切な水準とすることを方針としております。

- ・取締役(社外取締役を除く)の基本報酬については、経営環境および業績ならびに各人の役割および実績等を考慮して、社外取締役の意見も参考にした上で取締役会の承認により支給を決定しております。
- ・社外取締役の基本報酬は、経営環境および各人の役割等を考慮して、社外取締役の意見も参考にした上で取締役会の承認により支給を決定しております。
- ・監査役の基本報酬は、経営環境および各人の役割等を考慮して監査役の協議により支給を決定しております。
- ・取締役(社外取締役を除く)の賞与については、経営環境および当年度の業績ならびに各人の役割および実績等を考慮して、社外取締役の意見も参考にした上で取締役会の承認により支給を決定しております。
- ・取締役(社外取締役を除く)および常勤監査役の全員が、報酬のうち一定額を役員持株会に拠出、自社株を取得するとともに、在任期間中継続して保有することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役の職務を補助する監査役室を設置し、専任スタッフが監査役(社外監査役を含む)の監査活動をサポートしております。なお、社外取締役および社外監査役に対し、取締役会関係文書や資料など定期的に情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

<取締役会>

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役11名で構成され、法定の事項および重要な業務執行に関する決定を行うほか、業務執行の監督を行っております。また、当社においては執行役員制度の導入により、経営の監督と執行の役割を分化し、取締役会の機動性の向上を図っております。

<監査役会>

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成され、各監査役は、監査役会で定めた監査の方針、方法および業務の分担等に従い、取締役会への出席と意見の陳述、業務・財産の状況の調査等を通じて取締役の業務執行の監査を行っております。

<役員候補者の決定>

取締役の候補者は、社外取締役の意見も参考にした上で、取締役会の決議によって決定しております。監査役の候補者は、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によって決定しております。

<業務執行体制>

グローバルな事業拡大や経営環境の変化に対応するため役員体制の強化を目的として執行役員制度を導入し、取締役会は、経営の意思決定・監督機能に特化し、機動性を向上させております。組織体制においては、ケーヒンフィロソフィーに立脚し、地域・事業・機能別に本部を設置し、そのもとに子会社を置いております。主要な組織および子会社には当社の役員を配置するなど、効果・効率の高い体制を構築しております。これらの体制のもと、当社グループにおける業務執行にあたっては、当社グループの中期経営計画および年度事業計画を策定するほか、当社の取締役会から委譲された権限の範囲内で、経営の重要事項について審議する経営会議や役員が出席する会議体で課題を審議するなど、迅速かつ適切な業務執行を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、世界中で働くケーヒングループの仲間一人ひとりが主体者として「ケーヒンフィロソフィー」と「わたしたちの行動宣言」を十分理解したうえで、物事を判断し、行動していくことによってステークホルダーからの信頼をより確かなものにするよう取り組んでおります。

当社では、自動車産業における豊富な経験を有する社内取締役に加え、豊富な経験と高い見識に基づき中立的・客観的な経営判断および監督を行う社外取締役で構成される取締役会をはじめ、経営会議等重要な会議体において、取締役が頻繁に意見交換を行って相互牽制を図っております。

さらに、社外監査役2名を含む3名の監査役にて構成される監査役会を設置しており、監査役は、豊富な経験と高い見識を有し、広範かつ専門的な視野をもって、独立公正な立場で、業務執行に対する監督・監査を行っております。

これらの体制により、経営の妥当性・適法性等の監視体制は十分に機能していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	手続きや株主様の利便性等を考慮して開催日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を採用しており、パソコンおよびスマートフォンによる行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社「CJ」が運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳を作成し、当社ウェブサイト、議決権行使プラットフォームおよび東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております。
その他	招集通知を発送日の1週間前に、当社ウェブサイトに掲載しているとともに、議決権行使結果をウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会年2回、事業説明会または工場見学会年1回	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会資料、決算短信、決算短信補足資料、アニュアルレポート、ケーヒンレポート、有価証券報告書・四半期報告書等の各種会社情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「ケーヒンフィロソフィー」の中で、「人間尊重」と「5つの喜び」を基本理念としており、「5つの喜び」のなかでステークホルダーとの関わりを述べております。また、ステークホルダーからの信頼をより確かなものとするため、当社グループで働く一人ひとりが共有する行動規範として「わたしたちの行動宣言」を発行しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「環境・安心そしてそれを支える人」を中心としたグローバルでのCSR活動の充実により、社会、お客様、取引先様、株主様と私たちが喜びを分かち合い、共感と信頼をさらに得られるように取り組んでおります。 くわえて、社会の責任ある一員として地球環境保全のためにすべての企業活動を通じて、環境負荷低減に積極的に取り組んでおります。 CSRの基本的な考え方および環境活動を含めた取り組みは、当社ウェブサイトに掲載しております。なお、環境活動への取り組みの詳細は、環境報告書に記載しております。 https://www.keihin-corp.co.jp/activity/environment_report.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーのみならず、当社への理解および適切な評価を得るべく、迅速、正確かつ公平な情報の開示に努めております。 情報の開示にあたっては、金融商品取引法および東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」等に該当する情報の開示はもとより、その他投資判断に影響を与えると思われる情報や当社への理解を深めていただく情報についても開示し、ステークホルダーのみならず、まから信頼を得るよう努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社ならびに当社および当社子会社からなる企業集団(以下「当社グループ」という。)の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議した内容は次のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス規程を制定し、当社グループにおけるコンプライアンスに関する取組みを推進するコンプライアンスオフィサーとして取締役または執行役員(以下「役員」という。)を任命する。企業倫理に関する問題について当社グループ内や当社の取引先から提案を受け付ける「企業倫理改善提案窓口」を設置する。また、法務機能・管理機能を統合し、グローバル法務連絡会を通じて、事業基盤強化へのサポート力を高めるなど、コンプライアンスに起因するリスクを含めた、コンプライアンス体制の整備を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報として、取締役会議事録、経営会議資料および議事録、稟議書等の書類について「文書管理規程」に基づき、保存および管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程、その他の体制

リスク管理規程を制定し、当社グループにおけるリスクマネジメントに関する取組みを推進するリスクマネジメントオフィサーとして役員を任命する。当社グループのリスク管理を統括管理する専任部署や全社リスク連絡会の設置により、各々のリスクに対する未然防止に努めるほか、大規模災害などに対する迅速な危機対応を整備するなどリスク管理体制の整備を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グローバルな事業拡大や経営環境の変化に対応するため、役員体制の強化を目的として執行役員制度を導入し、取締役会は、経営の意思決定・監督機能に特化し、機動性を向上させる。組織体制においては、ケーヒンフィロソフィーに立脚し、地域・事業・機能別に本部を設置し、そのもとに子会社を置く。主要な組織および子会社には当社の役員を配置するなど、効果・効率の高い体制を構築する。これらの体制のもと、当社グループにおける業務執行にあたっては、当社グループの中期経営計画および年度事業計画を策定するほか、当社の取締役会から委譲された権限の範囲内で、経営の重要事項について審議する経営会議や役員が出席する会議体で課題を審議するなど、迅速かつ適切な業務執行を行う。

5. 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を含む)

当社グループにおいて共有する行動規範として「わたしたちの行動宣言」を制定するほか、コンプライアンス、リスクマネジメントなどへの取組み状況について、各組織および子会社毎にチェックリストに基づく検証を行い、その結果を当社の取締役会に報告することにより、取組みの改善を図る。また、独立した内部監査部門である当社の監査室が、当社グループの業務遂行状況について監査を実施する。

原則として子会社には当社の役員や従業員を役員として任命するとともに、重要事項に関しては当社の事前承認または当社への報告を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助するため監査役室を設置し、専任の使用人を配置する。当該使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、当該使用人に対する人事異動・人事評価・懲戒処分等については監査役の同意を得て行う。

7. 取締役および使用人等が監査役に報告するための体制およびその他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「監査役への報告基準」を制定し、これに基づき、当社グループの役員および従業員(これらの者から報告を受けた者を含む。)は、当社の監査役に対して、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの内部統制システムの整備および状況等について報告する。また、監査役へ報告したこれらの者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

8. 監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

内部監査部門との連携、代表取締役との意見交換、重要な会議への出席および議事録の閲覧等、監査役監査が実効的に行える体制を確保する。

9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い、または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、外部専門機関等と連携をとり、毅然とした対応をいたします。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制としては、各拠点総務部門を対応部署とし、事案により各総務部門で連携して、警察や弁護士等の外部専門機関と協力し解決できる体制を構築しております。また、平素より警察等の行政機関や各種研修への参加等による情報収集を行い、被害の未然防止に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

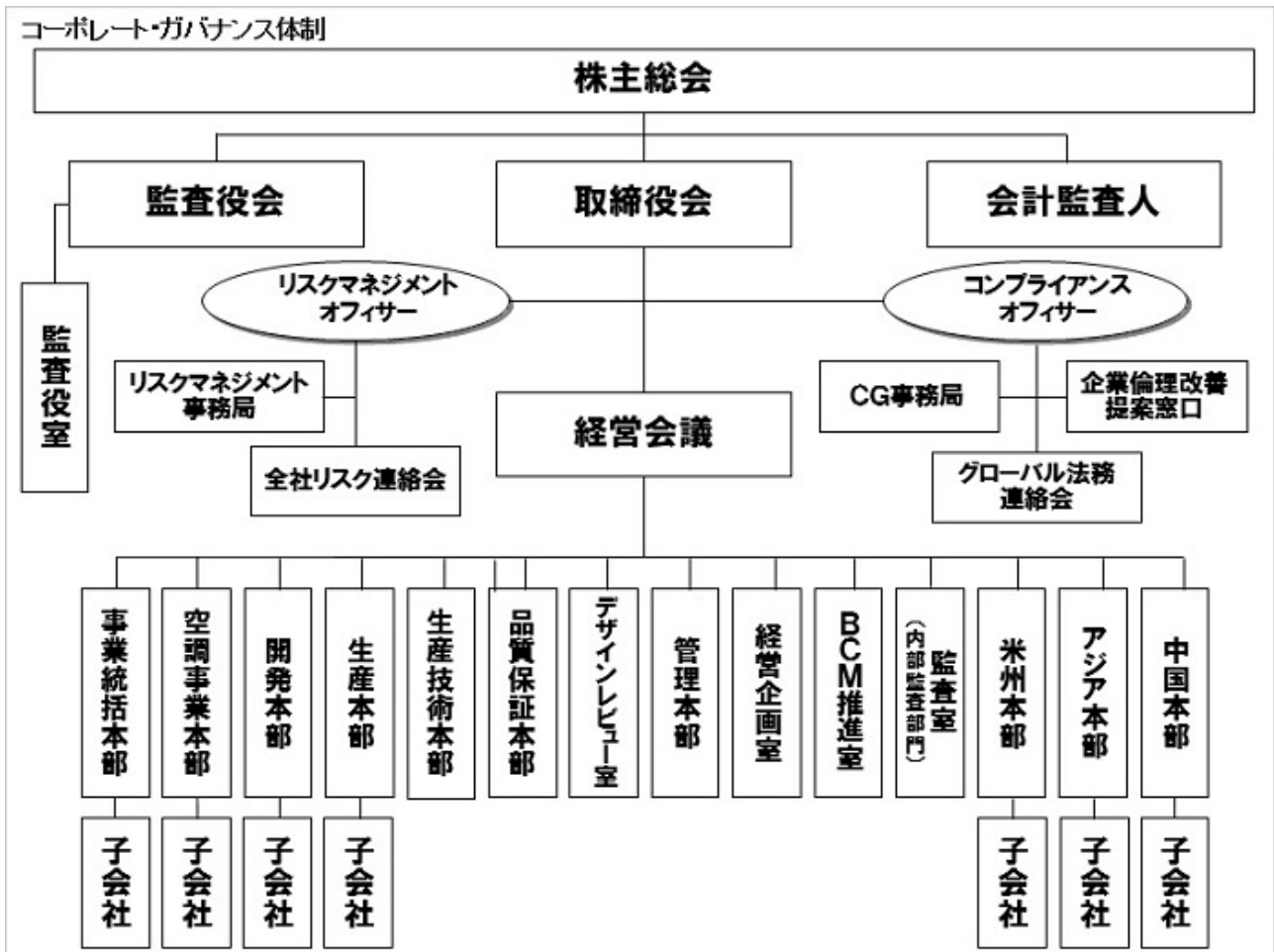
<適時開示に対する基本的な考え方>

当社は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーのみならず、当社への理解および適切な評価を得るべく、迅速、正確かつ公平な情報の開示に努めております。

情報の開示にあたっては、金融商品取引法および東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」等に該当する情報の開示はもとより、その他投資判断に影響を与えると思われる情報や当社への理解を深めていただく情報についても開示し、ステークホルダーのみならずから信頼を得るよう努めてまいります。

<適時開示に係る社内体制>

当社グループにおける重要情報（決算情報、決定情報、発生情報等）およびその他重要情報と考えられる情報は、情報取扱責任者（総務部長）にすべて集約されます。情報取扱責任者は、担当役員および関連部門と開示すべき情報に該当するか否かの協議・検討を行った上、取締役会決議等の社内規定に沿った開示手続きを経て、開示する体制をとっております。



適時開示に係る社内体制

